

御船町農業委員会会議録

平成 29 年 12 月 11 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 29 年 12 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 12 月 11 日（月）午後 3 時 00 分から 4 時 50 分
2. 場 所 分庁舎 2 階 大会議室
3. 主席委員（19 名）
 - 会 長 1 番 鶴野 幸典
 - 会長職務代理者 2 番 富田 早苗
 - 委 員 3 番 荒木 義一
 - 委 員 4 番 竹崎 幸雄
 - 委 員 5 番 山本 富士夫
 - 委 員 6 番 田中 安男
 - 委 員 7 番 緒方 顯治
 - 委 員 8 番 川地 良一
 - 委 員 9 番 上田 洋介
 - 委 員 10 番 山下 啓四郎
 - 委 員 11 番 後藤 博文
 - 委 員 12 番 藤村 俊治
 - 委 員 13 番 藤田 邦弘
 - 委 員 14 番 河地 友好
 - 委 員 15 番 芥川 誠
 - 委 員 16 番 藤本 隆盛
 - 委 員 17 番 松岡 信浩
 - 委 員 18 番 江藤 弘
 - 委 員 20 番 荒木 崇
- 欠席者 7 番 緒方 顯治 9 番 上田 洋介 15 番 芥川 誠
20 番 荒木 崇 以上 4 名
4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名
 - 4 議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 5 議案第 53 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 6 議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 7 議案第 55 号 農業基盤強化促進法第 18 条について
 - 8 議案第 56 号 農業振興地域の法律施行規則第 3 の 2 について
 - 9 議案第 57 号 地籍調査 地目認定について
 - 10 報告第 16 号 農地法第 18 条第 6 項により合意解約について
 - 11 報告第 17 号 耕作証明書発行の件について
 - 12 その他

5. 農業委員会事務局職委員

課 長 藤野 浩之
係 長 山下 直樹
主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中今年最後の農業委員会総会となりました。ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 29 年 12 月の総会を始めさせていただきます。欠席の連絡が入っております。7 番 緒方 顯治委員 9 番 上田洋介委員 15 番 芥川 誠委員 20 番 荒木 崇委員 以上 4 名であります。本日は 15 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 15 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 29 年 12 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。皆さん、こんにちは。年末の忙しい中出席戴きましてありがとうございます。各委員さん方には、非農地現地確認ということで 12 月 25 日まで入っております。それと同時にアンケート調査が 1 月 25 日までに提出となっております。忙しい中と思いますが協力をお願いいたします。さっそくではありますが、12 月、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。11 番 後藤委員 13 番 藤田委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 52 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 52 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局

はい、1 ページをご覧ください。

議案第 47 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。
平成 29 年 12 月 11 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典
2 ページをご覧ください。1 件の申請が出ております。

議案書 3 条①の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇△ 地番△ 地目 畑 面積△m²です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇

大字〇〇字〇〇△ 地番△ 地目 田 面積△m²です。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇

大字〇〇字〇〇△ 地番△ 地目 田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

大字〇〇字〇〇△ 地番△ 地目 田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

大字〇〇字〇〇△ 地番△ 地目 田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 〇〇市〇区〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇市〇区〇〇△ 〇〇 〇〇

以上田 4 筆、畑 1 筆 計△m²。

理由 3 条許可所有権移転です。1 件町許可分の申請です。

以上です。

議長

はい、ありがとうございます。3 条申請で所有権移転 1 件町許可分を提案いたしました。要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、①番の件について説明いたします。こちらの申請に関しては、平成 29 年 1 月に譲受人が今回の申請地の隣接農地を購入されております。今回は規模拡大ということで、前回購入した農地を合わせて野菜栽培したいということで今回の申請にいたっております。調査書に基づき説明させていただきます。農地を取得後は、①の件に関しましては、引き続き野菜栽培を行うことを確認いたしました。

耕作に必要な機械保有状況、農作業に従事する労働力が認められると、判断しております第 2 項第 4 号に関しましては年間従事日数 150 日以上従事しております、第 2 項第 5 号（下限面積）に関しましては、取得後の下限面積は、12,255 m²であり、御船町が定める下限面積を上回っております。第 2 項第 6 号（転

貸禁止)に関しましては、自ら耕作すること、農地として耕作、管理することを確認いたしました。第2項第7号(地域との調和)に関しましては、畑として耕作管理し、周辺地域へ支障をきたさないことを約束されました。総合判断といたしまして事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。①につきましては、担当委員の8番委員お願いいたします。

8 番 はい、現地確認に参りました。以前売買された農地と合わせて耕作すると伺っております。(野菜栽培)よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。ございませんか。

11 番 現在はどうなっているのですか。荒れているのですか。

8 番 はい、ここは荒れております。減反対象農地でありますから。

2 番 また今回も1年1作する計画ではありませんか。

造成する計画ではありませんか。

議 長 事務局としては、どのように伺っていますか。

事務局 補足で説明させていただきます。現地確認させていただいて、農地は荒れていましたが、農地として復元でいる範囲以内でありました。草が生えている状況でありました。前回の農地についても草は刈ってありましたが作付けまでは至ってはおりませんでした。合わせて伺ったところ両親と共に耕作する予定である。(ホウレンソウ、南瓜)などを作付けすると聞いております。農業委員及び事務局が近くを通った場合確認させていただきますと、本人さんには、言っております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。今、事務局より詳しい説明がございましたが、皆さんから意見等はございませんか。

今後のことは、要観察ということで監視しておいてください。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第53号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案 53 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。平成 29 年 12 月 11 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。4 ページをご覧ください。

議案書 (4 条) ①です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地番△ 地目田 面積△
m² 理由 4 条許可 (県) 転用の目的 貸資材置場

所有者の住所氏名 大字〇〇△ 〇 〇〇

1 件 1 筆の申請です。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。4 条の申請 1 件 1 筆でした。では、4 条申請①の要件等の説明を事務局お願いいたします。

事務局 5 ページをご覧ください。

議案第 53 号 受付番号 1 番 〇 〇〇

実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。7 ページをご覧ください。町民グラウンドから下ったところになります。目の前は、〇〇寺がございませう〇〇橋から渡ったところでありませう。

立地基準です。

農地の区分としては、第 2 種農地と判断してございませう。面積は△m²でありませう。申請地は 2 種農地であり、役場より直線で△k m 位離れてございませう。東・南側を山林、西側を町道、北側を河川に囲まれてございませう。約 15 年前までは農地として利用してございませうが山林から流れてくる水、農地が湿地であるため、有害鳥獣の被害等、耕作条件も悪いため、農地としての利用を断念し、平成 15 年頃から息子が経営してございませう会社へ資材置場として貸し出してございませう。その様なことから、今回追認であるが農地法第 4 条の申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作する様な農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されませう。

続きませうして、一般基準です。

資力及び信用です。現状のままの利用であり、問題ないと判断した。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しませう。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、現状のままの利用であり、問題ないと判断いたします。

計画性の妥当性は、田 1 筆 △m²であり、貸資材置場にする計画であり、妥当と判断いたしました。8 ページに配置図及び排水計画がございます。入口（通路）申請地は、砂利敷きとなっております、ハウス倉庫がございます。土木建築資材が入っております。砕石等が置かれております。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を貸資材置場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水は地下浸透という計画であります。生活排水、雑排水等はありません。6 ページに事業計画がございます。今回は、追認でありますので、9 ページに始末書が提出してあります。10 ページからが、それぞれの現在の様子であります。現地確認をしましたが、周囲も山林でありました。有害鳥獣等で、農地として管理していくことは難しい状況でありました。総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当委員 14 番委員説明をお願いいたします。

15 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。以前は田として利用しておられましたが、現在は水路等もございません、日照不足で作物など出来ない状況でありますので、この案件は、何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第 54 号を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、11 ページをご覧ください。

議案第 54 号 農地法第 5 条 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。

議案 農地法第 5 条申請 3 件案件がございます。

① 土地の所在地

大字〇〇字〇〇△ 地目 畑 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目 畑 面積△m²

大字〇〇字〇〇△ 地目 畑 面積△m²

畑 3 筆 計△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市△△町△ 〇〇 〇〇

〇〇市〇区〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：個人住宅 理由 5 条所有権移転（県許可）

② 土地の所在地 大字〇〇字〇〇△ 地目 畑 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇〇町〇〇△

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇〇

転用目的：事務所・倉庫資材置場 理由 5 条所有権移転
（県許可）

③ 土地の所在地 大字〇〇字〇〇△ 地目 畑 面積△m²。

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 〇〇市〇区〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：自家用駐車場 5 条所有権移転（県許可）

以上農地法第 5 条所有権移転 3 件です。

議 長

はい、ありがとうございました。では、事務局より要件等の説明をお願いいたします。

13 ページをご覧ください。

事務局

議案第 54 号 受付番号① 〇〇 〇〇 他 1 名

こちらの場所につきましては、15 ページをご覧ください。〇〇の〇〇橋から上りまして、大きな交差点がございます、そこから右折し西商事という会社がありますが、手前が今回の申請地であります。戻りまして、

立地基準です。申請地は、第 2 種農地と判断しております。面積は△m²となっております。申請地は役場より△km ほど離れており北側、東側、西側を町道、里道となっております。

南側を農地に囲まれた畑地の一角であります。申請人は婚姻後の新居として、実家のそばであり、近くに親族もいて安心感があるということから今回の申請地を選定し、個人住宅建築するという計画を立て、農地法第5条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。

事務局としては、許可相当であると判断いたしました。

一般基準です。

資力及び信用は、自己資金及び借入金にて対応する計画であり、残高証明書及び住宅ローン事前結果通知により事業に必要な資金を有していると判断されます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、転用の妨げとなるものは存在しません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期については平成30年1月4日から平成30年5月31日までの計画で、遅滞なく供することに問題ないとする。

計画の妥当性ですが、畑3筆△㎡を個人住宅に転用する計画であり、施設配置等について妥当と判断する。配置に関しては16ページに掲載しております。配置等については問題ありませんでした。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。給水計画は、北側より上水道を引き込む。雨水は原則として宅内浸透とし、オーバーフロー分のみ北側側溝へ放流する。生活雑排水・汚水に関しては、合併浄化槽により処理後北側側溝へ放流する計画であります。17ページに現在の写真を載せております。

総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。以上です

議長

はい、ありがとうございました。担当の2番委員説明をお願いいたします。

- 2 番 はい、現地確認に参りました、事務局から説明があったとおりであります。周辺に農地はさほどなく営農に支障をきたすことはないと判断します。何ら問題はないと判断いたします。審議の程をお願いいたします。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局及び担当委員より説明がございました。皆さんの方で何かご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんか。
- 全委員 はい、ございません。
- 議長 意見等がございませんので、この案件に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。
- 事務局 はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、事務局より②を提案いたします。説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、18 ページをご覧ください。
- 議案第 54 号 受付番号②番 ○○株式会社
- 場所につきましては、20 ページに掲載しております。高速道が走っておりますが、○○へ向かう高速道の側道がありますが、○○集落がありますが、登り坂ございます、その途中、農地があります。この道を進めば○○の△△の道になります。立地基準です。
- 農地の区分としては、第 2 種農地と判断しております。面積は△m²であります。申請地は、役場より△kmほど離れた北西側を道路、南側を山林、東側農地に囲まれた畑の一角であります。申請人は、○○町で会社経営しているが、事業拡張のため、土地を探していたところ、今回の申請地が、インターにも近く交通の利便性にもいい場所で地権者とも話がスムーズに進んだということから、事務所・倉庫・資材置場・駐車場として利用する計画を立て、農地法第 5 条申請に至った。一般基準です。
- 資力及び信用ですが、借入金にて対応する計画であり、融資証明書により事業に必要な資金を有していると判断されます。転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の妨げになる権利を有する者は存在しない。
- 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、工期は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 7 月 30 日までの計画で、遅滞無く供することに問題ないとする。

計画面積の妥当性として、畑1筆△m²の敷地に事務所・倉庫・資材置場・駐車場に転用する計画であり施設等の配置等について妥当と判断します。配置につきましては、21ページに記載しております。道から奥がモデルルーム・事務所、駐車場奥は、建設用資材置場などが計画されており無駄なく利用されております。配置等には妥当と判断いたします。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を事務所・倉庫・資材置場・駐車場に転用することで、周囲に残る集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の少ないところで、周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。19ページに事業計画がございます。雨水に関しては、地下浸透の計画であります。生活雑排水・汚水は合併浄化槽により処理後北側町道側溝へ放流する計画であります。隣接する農地の所有者からも同意は得てあります。22ページに現況の写真が添付してあります。問題はないと判断いたします。よって、事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。担当委員は、16番委員意見をお願いいたします。

16 番 はい、先だって現地確認に参りました。竹山が隣接しており日当たりはあまりよくない状況であります。隣接農地の同意は得ておられます。排水計画もありますので何ら問題はないと判断いたします。審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局・委員から報告・意見がございました。皆さんからご意見等がございましたらお願いいたします。事務局より③を提案いたします。説明をお願いいたします。

事務局 はい、23ページをご覧ください。

議案第54号 受付番号③番 ○○ ○○

場所につきましては、25ページに掲載しております。ここは○○・○○・○○に隣接する所あります。駐車場の転用申請があった所になります。

立地基準です。

農地の区分としては、第2種農地と判断しております。
面積は267㎡であります。申請地は、役場より△kmほど離れた北側を墓地、東・西側を農地、南側道路に囲まれた畑の一角であります。申請人は、今回申請地の向かいに居宅があるが、駐車場のスペースがないということで以前から近隣の土地を探していたところ、地権者と話がスムーズに進んだため、自家用駐車場としての転用の計画を立て、農地法第5条申請に至った。

一般基準です。

資力及び信用ですが、自己資金にて対応する計画であり、通帳の写しにて事業に必要な資金を有していると判断されます。転用の妨げとなる権利を有する者の同意の有無として、転用の妨げになる権利を有する者は存在しない。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性としては、工期は、平成30年1月1日から平成30年4月30日までの計画で、遅滞無く供することに問題ないとする。

計画面積の妥当性として、畑1筆△㎡の敷地に駐車場に転用する計画であり施設等の配置について妥当と判断します。配置につきましては、26ページに記載しております。駐車場と記入してあるところが計画されている所であります。3台分です。(通路等を考えるとこの様な台数となります。)無駄なく利用されております。配置等には妥当と判断いたします。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を自家用駐車場に転用することで、周囲に残る集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはない。また同農地は将来的に農業投資の少ないところで、周辺への農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。24ページに事業計画がございます。雨水に関しては、地下浸透の計画であります。生活雑排水・汚水はありません。隣接する農地の所有者からも同意は得てあります。27ページに現況の写真が添付してあります。問題はないと判断いたします。よって、事務局としては、許可相当と判断いたします。以上です。今回担当委員の緒方委員が欠席であるため、代わりに事務局から説明いたします。立会いも行いました。何ら問題ないと判断いたします。耕作放棄地の対象にもなりますの

で良いことと判断しますと、言うことでした。以上です。
議 長 はい、ありがとうございます。事務局・委員から報告・意見
がございました。皆さんからご意見等がございましたらお願い
いたします。

全委員
議 長 ございません。
意見等がございませんので、③番に関して、許可相当である
と思われる方は、挙手をお願いいたします。
はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いた
します。続きまして、議案第 55 号を提案いたします。説明を
お願いいたします。

事務局 はい、28 ページをご覧ください。

議案第 55 号

農業基盤強化促進法第 18 条の基づき別紙について、意見の決
定を求める。

平成 29 年 12 月 11 日提出 御船町農業委員会長鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規が
3 件申請です。3 件申請が上がっております。面積の合計のみ
読ませていただきます。今月の田の合計が 12,964 m²、畑の合
計が 0 m²、合計 12,964 m²であります。続いて議案書 30 ペ
ージから 32 ページに再設定の申請が出ております。再設定の申
請が、26 件出ております。合計のみ読ませていただきます。
田の合計が、79,108 m²畑の合計はございませんので、総合計
79,108 m²となります。続きまして、議案書 33 ページをご覧
ください。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地
利用集計計画 を定める。

平成 29 年 12 月 11 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 29 年第 12 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今
月分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は
348,154 m²畑の累計は、35,777 m²。田畑合計で 383,931 m²
となっております。所有権移転に関しましては、田 26,109 m²
となっております。畑はございませんので累計は、26,109 m²
です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利集積計

画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議 長

ございませんか。それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。続きまして、議案第56号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書35ページをご覧ください。

議案第56号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

平成29年12月11日 御船町農業委員会

36ページから照会がありました。町長部局より農業委員会へ照会がありました。次のページをご覧ください。

事業計画者住所・氏名 ○○郡○○村大字○○△番地
○○ ○○

変更目的：植林

変更しようとする土地の所在：大字○○字○○△ 地番△

地目：畑 現況：山林

面積：△㎡であります。

農業委員会の意見ということで照会が来ております。

次のページに事業計画がございます。現状としては、櫛が1000本植林してあります。こちらは平成5年位に植林されました。目的及び必要性としては、畑としての管理は厳しいため、山林として今後は管理する。

土地の選定理由申請地の東西に隣接している山林（杉、桧）や南側の原野があるため、風通しが悪い。また、涵養のため取水も困難であるため、櫛を植林して管理する。

給水につきましては有りません。

生活雑排水・汚水は有りません。

雨水に関しては、地下浸透とし、オーバーフロー分は町道側溝へ放流。

39ページをご覧ください。現地を表す地図となっております。赤の斜線部分が現地（申請地）となっております。○○から○○へ登ってローンスキー場へ行く道に出ますその四つ角を前進し○○というのがあります、そこから△mほど先に行ったところであります。右側が今回の申請地であります。地図に緑色で色をつけておりますが、山林と原野に囲まれたところであり

ます。平成5年までは、地目は原野でありました。ブルーベリーの観光農園にしたいという考えでブルーベリーを植えられました。地目を畑に変更されたのですが、ブルーベリーも枯れてしまい農園として利用できないことが解り櫨を植林してしまい現在に至ってしまった。今後としては、山林として管理していきたいという希望がありまして今回農振除外の申請に至った。41ページに農業委員会の意見という項目がありますが、42ページから説明いたします。農地の区分として、第2種農地と判断しております。周囲が山林・原野となっておりますので、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産力の低い農地。第2種農地と判断しております。面積は△m²であります。

農業委員会の意見としては、担い手等に配慮するとともに優良農地を守らなければならない。事業計画は、以前農地ではなく原野であったが、ブルーベリー栽培及び観光農園の営農計画のため、農地となった経緯がある。当初、ブルーベリーの風除け、日よけのため櫨を植林された。しかし、営農者の事情によりブルーベリーの栽培が継続できなくなり、農地として管理することができなくなったため、残った櫨を山林として管理してきた。

農業委員会としても、周囲は山林原野として利用されていることから、当該事業計画に係る利用についても妥当であると考えている。

事業計画地は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、中山間地域等に存在する農業投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断され、農地転用の見込みがある。以上のようなことから農業委員会として、町長部局へ報告いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。地区担当は、6番委員お願いいたします。

6 番 はい、元々原野であった所を、畑に変更して行つたが出来なかったということでもあります。また、原野へ戻すことになった。現状としては、ブルーベリーと一緒に植えたのが成長しております。周辺の農地は、無く山林・原野に囲まれた農地でありましたので、問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお

願いたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。事務局・農業委員より説明がございましたが、皆さんからの意見等はございませんか。

1 番
事務局

ここは以前申請が、出ていなかったのではありませんか。
はい、事務局より説明いたします。40 ページをご覧ください。配置図がございます。以前は字〇〇△がございます。ここが以前、申請があったところであります。字〇〇△が今回の申請地であります。〇が多数ある所になります。隣接農地であります。まずは、農振を除外しての転用であります。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。他にはございませんか。
意見が無いようでございますので、この案件につきまして承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で農振除外申請に承認いただけましたので町長部局へ報告いたします。

続きまして、議案第 57 号を提案いたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局

はい、43 ページをご覧ください。

議案第 57 号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定について、町長から別紙のとおり照会があったので意見の決定を求める。平成 29 年 12 月 11 日提出

御船町農業委員長 鶴野 幸典。

議案書 44 ページに町長からの照会文が記載されております。

45 ページに地籍調査に伴う現況確認表がございます。

土地の所在 大字〇〇字〇〇△ 地番△ 台帳面積△㎡ 地目畑

認定地目 公衆道路 面積△㎡

この件に関しましては、地籍調査により地目上農地であったため農地ではなく以前に変わった農地を検討していただくものでありますのでよろしく願いたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。公衆道路の照会でありました。この地区担当、2 番委員願いたします。

2 番

はい、現状としては道となっております。家を建てるときに何故転用をしなかったのだろうと思いました。私が思ったのは接道で建築許可が下りるのであるのか解らないのですが、出きるのですか。(侵入路・里道の併用は出きるのですか。)

事務局

都市計画の建築基準法では、今回は前面が町道でありますので

許可は下ります。但し、奥の農地を転用し建築は出来ません。よって今後のことを考えればしなければなりません。

議 長 はい、ありがとうございました。この案件につきまして、意見等はございませんか。6番委員お願いいたします。

6 番 事務局 はい、この境界は道にあるのですか。これは、地籍調査による照会によるものですから特定はしてあり境界も特定してあると判断されます。

議 長 はい、ありがとうございました。他にはございませんか。無いようですので、地目畑から公衆道路に変更についてこの照会に承認される方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認されました。町長部局へ報告致します。続きまして、報告第16・17号お願いいたします。

事務局 はい、51ページをご覧ください。

報告第16号 農地法第18条第6項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。平成29年12月11日提出 御船町農業委員会

52ページをご覧ください。1件の合意解約が出ております。こちらは他の方と利用権を結ぶための解約となります。

続きまして53ページをご覧ください。

報告第17号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成29年12月11日提出 御船町農業委員会

今月は、3件の耕作証明を発行しております。耕作証明書の内容としては、54から56ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。続きまして、形状変更届けが提出されております。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、机上に配布しておりますが、形状変更届けが提出されております。

届出人 ○○町大字○○△番地 ○○ ○○

土地の表示

農地の所在 大字○○字○○△ 地番△ 地目田 面積△㎡

現況田

大字○○字○○△ 地番△ 地目田 面積△㎡

現況田

変更する理由利用計画 時期

形状変更する事由 畑作物栽培（地震による断層の上である。）

形状変更後の予定作物 大豆

形状変更の期間 平成 29 年 11 月から平成 30 年 11 月

形状変更の態様 盛土 1m

被害防除施設の概要 隣接地に土砂が流失しないように土留めをする。

次のページをご覧ください。地図がございいますが、〇〇の旧県道沿いにある申請地であります。（〇〇の道向かいであります。）現在町道の道下であります。

写真を次のページに掲載しております。見ていただくと土砂を入れられている状況であります。農業委員から手続きを行って盛土は行ってくださいと指摘があり今回の申請に至った。途中でありますが、工事着工通知を出したいと考えております。担当委員にも見ていただいておりますので意見をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。16 番委員意見をお願いいたします。

16 番 はい、場所につきましては、今、事務局から説明がありましたので、〇〇さんから申請農地まで熊本地震の断層が入っており町道の補修工事も終了し、以前は水稻を耕作されておりましたが、農地へ出入りが高低差あり、水はけが悪い水田でありますので、形状変更届けを出して盛土をしてくださいと指導いたしました。盛土後は、大豆を栽培されると伺っております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。〇〇の隣ですか。

16 番 はい、隣でありますが、50mほどはなれております。

議 長 この形状変更届けに意見のある方はございませんか。

無い様でありますので、この件につきまして、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます、全委員賛成で承認いたします。着工通知を出しておきます。

続きまして、農業委員会の改定案が決まりましたので、事務局より報告・説明をお願いいたします。事務局お願いいたします。

事務局 農業委員会改正法の説明・御船町農業委員会 委員・推進委員

議 長 の概要説明人員・報酬・役割などの説明 （約 15 分程度説明）
事務局 他にはありませんか。事務局。
事務局 アンケート調査の件説明
 最後に総会の開催日ですが、1 月 10 日水曜日に行いたいと思
 います。又日程等は連絡させていただきますが、よろしいでし
 ょうか？
議 長 これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

11 番

㊦

13 番

㊦